

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【公開番号】特開2017-29787(P2017-29787A)

【公開日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-006

【出願番号】特願2016-201992(P2016-201992)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月15日(2017.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当否判定に関する当否判定情報を所定数記憶可能な記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されている前記当否判定情報のうち、当否判定結果の報知が開始されていない当否判定情報の存在を示す保留表示を表示装置に表示する保留表示制御手段と、を備え、

前記保留表示は、

複数種の態様が設定された第一の部分からなる単独保留表示として表示されること、および前記第一の部分と、複数種の態様が設定された第二の部分を含む複合保留表示として表示されることがあり、

前記保留表示制御手段は、ある保留表示について、

前記単独保留表示の状態にある第一段階、

前記第一段階の後、前記単独保留表示に対して前記第二の部分が付随して前記複合保留表示の状態となる第二段階、

前記第二段階の後、前記複合保留表示から前記第二の部分が消去されて再び前記単独保留表示の状態となる第三段階

の順で推移する保留変化演出を実行することが可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記課題を解決するためになされた本発明にかかる遊技機は、当否判定に関する当否判定情報を所定数記憶可能な記憶手段と、前記記憶手段に記憶されている前記当否判定情報のうち、当否判定結果の報知が開始されていない当否判定情報の存在を示す保留表示を表示装置に表示する保留表示制御手段と、を備え、前記保留表示は、複数種の態様が設定された第一の部分からなる単独保留表示として表示されること、および前記第一の部分と、複数種の態様が設定された第二の部分を含む複合保留表示として表示されることがあり、

前記保留表示制御手段は、ある保留表示について、前記単独保留表示の状態にある第一段階、前記第一段階の後、前記単独保留表示に対して前記第二の部分が付随して前記複合保留表示の状態となる第二段階、前記第二段階の後、前記複合保留表示から前記第二の部分が消去されて再び前記単独保留表示の状態となる第三段階の順で推移する保留変化演出を実行することが可能であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

また、上記実施形態では、複合保留表示20は第一の部分21と第二の部分22を含むものであることを説明したが、これらの部分以外の部分を含むものであってもよい。

上記実施形態から得られる具体的手段（遊技機）を以下に列挙する。

手段1にかかる遊技機は、当否判定に関する当否判定情報を所定数記憶可能な記憶手段と、前記記憶手段に記憶されている前記当否判定情報のうち、当否判定結果の報知が開始されていない当否判定情報の存在を示す保留表示を表示装置に表示する保留表示制御手段と、を備え、前記保留表示は、複数種の態様が設定された第一の部分と、複数種の態様が設定された第二の部分を含む複合保留表示として表示されることがあり、前記保留表示制御手段は、前記第一の部分の態様を決定する第一抽選と、当該第一抽選とは異なる前記第二の部分の態様を決定する第二抽選を実行した上で、前記表示装置に表示する前記複合保留表示の態様を決定することを特徴とする。

上記手段1にかかる遊技機は、第一の部分の態様を決定する第一抽選とは別の第二抽選によって第二の部分の態様が決定される。つまり、複合保留表示の第一の部分と第二の部分のそれぞれが独立した抽選によって態様が決定されるため、両部分それぞれの態様に対

する興味が高まる。つまり、複合保留表示を利用した遊技の趣向性を向上させることが可能である。

手段2の遊技機は、上記手段1に記載の遊技機において、前記保留表示制御手段は、前記第一の部分の態様を通常の態様とは異なる所定の特殊態様とすることが決定された場合に、前記第二抽選を実行して前記第二の部分を決定し、前記表示装置に前記複合保留表示を表示するようにすることを特徴とする。

手段2にかかる遊技機のような構成とすることで、第二の部分が表示される、すなわち複合保留表示が表示されるのは、第一の部分の態様が所定の特殊態様となつたときに限られるため、複合保留表示が表示されるときの価値を一定程度高めることが可能である。

手段3の遊技機は、上記手段1または手段2に記載の遊技機において、前記第一抽選および前記第二抽選を経て前記複合保留表示が表示された後、前記保留表示制御手段が再び前記第一抽選および前記第二抽選のいずれか一方を実行し、新たに決定された前記第一の部分および前記第二の部分のいずれか一方の態様を前記複合保留表示の一部として設定することで、前記第一の部分および前記第二の部分のいずれか一方の態様が変化した新たな前記複合保留表示が表示される可能性があることを特徴とする。

手段3にかかる遊技機のような構成とすることで、第一の部分と第二の部分の一方のみが変化する斬新な複合保留表示の変化演出を実行することが可能となる。